

令和元年 第5回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和元年5月21日

会 場 南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年5月21日(火) 午後1時35分

2 開催場所 南郷総合センター

3 出席した委員

農業委員 7名

1番	馬場 崇裕			3番	湯田 義三
		5番	平野 恒二		
		8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 4名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 又エ門	田島第5	湯田孝義
田島第11	猪俣 忠久				

4 欠席した委員

農業委員 4名

2番	星 利信	4番	湯田 重行	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男				

5 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	馬場 隆一
------	--------	---------	--------	-----	-------

6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画決定について

議案第6号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第7号 南会津農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第 5 条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第 1 「欠席委員の報告について」であります。会議規則第 4 条
の規定により、欠席の届出があった農業委員は、2 番 星利信委員、
4 番 湯田重行委員、6 番 塩生隆晴委員、7 番 渡部一男委員であります。

現在の出席委員は 7 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条
第 3 項の規定による過半数に達しております。

また、会議規則第 10 条の規定により 4 名の農地利用最適化推進委員
が出席しております。

議 長

日程第 2 「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第 20 条第 2 項の規定により、

3 番 湯田義三 委員、 5 番 平野恒二 委員を指名いたします。両名に
は、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長

日程第 3 「報告第 1 号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局

(事務局長が会議資料により報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

(「ありません。」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第 4 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事件番号 1 から 8 について、調査担当の田島第 5 区 湯田孝義 推進委
員から、調査結果の報告をお願いします。

田島 5

湯田孝義です。

農地法第 3 条の許可申請の調査結果を報告いたします。譲渡人〇〇〇
〇さん、81 歳。譲受人は●●●●さん。息子さんです。56 歳です。許可
を受けようとする土地は 8 筆の生前贈与で、5 月 10 日に自宅を訪問し
て聞き取りをしました。譲渡人は高齢になったため、後継者の息子さん
は兼業農家で会社員ですが生前贈与して経営を譲ることで話がまとまり
まったことを確認してまいりました。3 条の許可条件であります。す
べてクリアしておりますので報告いたします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対

	してご質疑ございませんか。 (「ありません。」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 1 から 8 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 1 から 8 については原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号 9 から 45 について議題といたします。担当調査員の田島第 11 区 猪俣忠久推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 11	猪俣です。 9 番から 45 番まで調査結果を説明します。 生前贈与であります、28 番からは共有権となっております。譲渡人は〇〇〇〇さん 83 歳、譲受人●●●●さん 60 歳。親子の関係で同居されています。譲受人は会社を定年となり、農業に専念できるということです。山の中の農地もよく管理して耕作されており、農地パトロールのたびに感心しております。許可の整合性として、年間 150 日以上に従事及び、機械設備もそろっていますので、現状からして何も問題ないと見てきました。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
5 番	(平野恒二) 共有農地がだいぶあるようですが、実際的には個々の農業経営はどのようなになっていますか。 53 名でやっているわけではないと思うんですが実際誰が耕作しているんですか。事務局に情報有りますか。
事務局	(事務局長) 共有地の場所ですが林道をかなり入った奥地で、現在は森林化した状態で耕作されていません。今回生前一括贈与ということで持分のあるすべての農地が申請されております。
5 番	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。事件番号 9 から 45 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、事件番号 9 から 45 については原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第 1 号の審議を終了します。

議 長 日程第 5「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 2 区 星 又エ門推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 2 星です。4 条の調査結果を報告します。

申請者は●●●●さん、自営業で□□□□です。区画整理事業の道路拡張によりまして、自宅の車庫、倉庫を移転しなくてはならなくなり、それに伴い自宅の南側に車庫兼倉庫を建設するという内容です。今回南側に建設しますと、出入りが安全になるという状況です。12 日に面談してきました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第 1 号の審議を終了いたします。

議 長 日程第 6「議案第 3 号 農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 1 区 渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1 渡部昭雄です。

農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請について説明します。

当初計画は、△△△△の○○○○の申請者で、引継ぎ者は●●●●さん、44 歳。区画整理事業地内で従前地の地目は田と畑、金額は議案書のとおりです。当初○○○○が許可を得て土地造成をいたしました。その後、●●●●さんが買い手となったわけですが、仮換地の状態のままで

登記ができないということで、今回買い手に転用事業の承継をするものです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

議 長

日程第7「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区 渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1

渡部昭雄です。

先ほどの案件で説明しましたが、譲受人は現在アパート住まいで、子供も大きくなったことから手狭になり、住宅新築する計画です。区画整理事業地内であり、周囲に農地はなく、影響を与えることはありません。駅から550mで住宅の適地です。以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長

日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局	事務局の馬場です。 「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。こちらは、5月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が74筆・98,516㎡、畑が24筆・30,698.16㎡で計98筆・129,214.16㎡です。新規は、田が113筆・87,208㎡です。畑が34筆・21,949㎡です。再設定と新規合わせて田が187筆・185,724㎡、畑が58筆・52,647.16㎡で合計245筆・238,371.16㎡です。 続きまして16ページからは、利用権設定の一覧表になっています。使用貸借権ですが7番、17ページの21番と23番、22ページの130番の計4筆が使用貸借を結んでおります。これらにつきましては、自ら耕作できないということで、貸付人の希望で設定をしております。続いて23ページから農地中間管理事業の利用権設定となっています。田部地区圃場整備事業ということで実施しております。今回一時利用地の指定を受けまして、従前地で113筆の利用権設定となっています。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
3 番	(湯田義三) ●●●●の利用権設定ですが、今年の分として今後もあるんでしょうか。
事務局	(馬場主査) 4月分でも結構あったのですが5月分で再設定は終わりです。新規の情報は現在こちらではありません。
3 番	わかりました。
議 長	そのほかありませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
議 長	日程第9「議案第6号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局馬場です。

「議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」の内容を説明いたします。

議案書の31ページの一覧表をご覧ください。先ほど議案第5号で説明いたしましたが、福島県農業振興公社へ利用権設定した農地ということで一時利用地が36筆、従前地にしますと113筆となりますが、これらについて、借受者が●●●●さん、■●■●さん、△△△△さんの3名に配分するという計画案になっています。3名の方全て認定農業者となっておりまして、営農形態としましては、●●●●さんが水稲とソバ、■●■●さんが水稲、△△△△さんが水稲とアスパラとなっています。特に問題はないと思われます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

田島2

（星又エ門）一覧表で、法定相続人となっているのは、これはどういう場合になるんですか。

事務局

事務局の八木沢です。法定相続人ということですが、相続の未登記地ということになると思います。

田島2

わかりました。

議長

そのほかございませんか。

議長

（「ありません。」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第6号の審議を終了いたします。

議長

日程第10「議案第7号 南会津農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局

事務局の八木沢です。

「議案第7号 南会津農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」の内容についてご説明いたします。

今回、農業振興地域の農地につきまして、農業振興地域整備計画の変

更について南会津町長から意見の提出を求められました。この内容について審議していただくものです。事件番号1ですが、農振農用地区域から除外を目的とした計画になります。農用地区域内での転用の申請が上がったわけですが、農用地区域内では転用の許可ができませんので、まず農用地区域から除外の手続きをしまして、その後改めて農地転用の申請をするという流れになります。資料の1ページには位置図、2ページは案内図となっています。変更の箇所ですが、××××地域の△△△△、地目は田で面積は442㎡。変更の理由ですが事業計画者の〇〇〇〇が、現在の敷地内に建物が非常に多い状態で、除雪をした際、雪押場がなくて従業員が作業に支障をきたしているということがありまして、また、施設内に□□を置く場所がないということで、保管場所を確保したいということで、雪捨て場と□□保管場所を整備する計画となっています。土地の選定理由ですが、資料7、8ページをご覧ください。申請地は〇〇〇〇の東側に位置するようになります。工場の道路を挟んだ向かい側になる場所になります。このため、工場の屋根からの雪の雪押場として最も近い場所になります。当然□□置き場も工場から最も近い場所になるということです。計画付近の農地の状況ですが、8ページをご覧ください。計画地は農振農用地のもっとも北側になります。工事の内容がありますが、3ページをご覧ください。事業計画図と4ページに横断図があります。表土を20cm程剥ぎ取り、その上に敷砂利をするという内容です。この中に資料3にあるとおり全体が雪押場の中に、15m×4mの60㎡ほどにパレット積みの□□置き場を設置するという内容となります。計画地から発生した雨水の処理ですが主に地下浸透により処理されるものと思いますが、接している町道にコンクリート製の側溝があり、その側溝に流すような計画となっています。計画上雨水が農地に流入するようなことはないと考えられます。

最後に現地を確認したところ、1点目ですが、計画地は隣接農地より30cmぐらい低い段差になっていました。町道には計画書のとおり側溝がありましたので、隣接農地より低く側溝があるということで他の農地へ流出することはなかろうと感じられました。2点目ですが、計画地ですが位置的に周辺農地の一番北側の部分になっています。計画地を農用地区域から外しましても農地以外の目的に使用したとしましてもほかの農地の集団性は保たれますし、他の農地の効率的な利用に支障をきたすこともないと思われました。一番北の農地なのでほかの農地に日照の問題もないと感じられました。敷地ですが建物がいっぱい敷地内に。代替地を確保することはできないと感じてまいりました。界地区ですが住宅が多い地区なんです、工場の近くにある利便性のある土地はほかになく見えてきました。3点目ですが、計画地ですが住民の居住する区画に隣接するような場所でありまして、住宅の区域に介在するような形の農地に見えました。仮にこの農地が農振農用地でない場合ですと、周囲の状況、農地の状況から判断しまして農地の種類としましては第2種農地でないかと判断されます。以上が農業振興地域整備計画の変更内容となります。変更することで農業振興上問題がないかご審議いただきまして、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますのでご審議の

議 長

ほどよろしく願いいたします。

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第7号の審議を終了いたします。

本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長

次に、協議事項に入ります。

事務局から提案してください。

事務局

(事務局長が、令和2年度農業施策の要請事項に関する検討について、説明した。)

議 長

皆さんから質問、意見を求めます。

(湯田孝義推進委員が意見を述べる。)

議 長

そのほかありませんか。

事務局

ないようですので、協議を終結します。

令和2年度農業施策の要請事項の検討については、事務局提案のとおり、今後6月総会まで意見を受け付けることといたしますので、引き続きよろしく願います。

議 長

次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局

(事務局長が業務日程について説明)

議 長

その他に入ります。

事務局

(事務局から利用権設定の推進について説明した。)

議 長

そのほか皆さんからありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。

職務

代理

はい、それでは慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年第5回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後2時51分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

3 番

5 番